

令和6年度湯沢火葬場派遣業務委託

令和6年度の湯沢火葬場派遣業務委託に係る見積徴取を行います。

- 1 業務内容 別紙「仕様書」及び「設計書」による。
- 2 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 参加資格 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体
- 4 決定方法 見積徴取による随意契約
- 5 提出期限 令和6年3月18日（月）午後3時
- 6 提出場所 湯沢雄勝広域市町村圏組合 事務局 事業管理課 事業管理班
（〒012-0827 湯沢市表町三丁目3番14号 消防庁舎2階）
- 7 注意事項
 - （1）見積書に、住所、事業所名、代表者氏名を記入し、押印すること。
 - （2）見積書価格は、1人1時間当たりの単価とし、消費税を含まないこと。
 - （3）見積書提出に当たり、別紙「誓約書」を提出すること。
 - （4）業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その他、発注者の不利益となる行為をしてはならない。

事務局長		課長		班長		班員		検算		設計		
------	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	--

業 務 名

令和6年度 湯沢火葬場派遣業務委託

金 抜 き 設 計 書

業 務 番 号 —

業 務 場 所 湯沢市字沼樋129番地

仕 様 概 要

業 務 内 容 湯沢火葬場の運転管理等

履 行 期 間 1年間

着 手 年 月 日 令和6年4月1日

完 成 年 月 日 令和7年3月31日

設 計 額 1時間当たり

令和6年度 湯沢火葬場派遣業務委託 金抜き設計書

(単位:円)

	項目	規格	数量	単位	単価	金額	備考
1	直接人件費			人工			1時間当たり
2	直接業務費		1	式			
	業務管理費		1	式			
3	業務原価		1	式			
	一般管理費		1	式			
	合計						

令和6年度
湯沢火葬場派遣業務委託

発 注 仕 様 書

湯沢雄勝広域市町村圏組合

本仕様書は、令和6年度 湯沢火葬場派遣業務委託の実施にあたり、必要な事項を定めるものである。

- 1 派遣期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 派遣労働者の人数
1人
- 3 就業日
シフトによる
- 4 就業時間
午前8時15分から午後5時（休憩60分）実働：7時間45分
- 5 業務内容
 - (1) 火葬業務
 - ① 火葬炉の運転・監視業務
 - ② 火葬の執行
 - ③ 残骨灰及び集塵灰清掃業務
 - (2) セレモニー業務
 - ① 告別業務
 - ② 炉前業務
 - ③ 収骨業務
 - (3) 電話対応（火葬予約業務含む）
 - (4) その他施設運営上の諸業務
- 6 受注者の業務員は、常に健康状態に留意し、健康状態不良のときは業務に従事しないこと。
- 7 受注者の業務員は、業務時間内は接客の言動には注意し、来館者等に親切丁寧に対応すること。
- 8 受注者の業務員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務を退いた後も同様とする。
- 9 発注者は、受注者の業務員に、業務で使用するための被服等を貸与する。
- 10 発注者は、受注者の業務員に、業務で使用するためのパソコンにログインするICカードを貸与する。
- 11 受注者の業務員は、発注者が貸与する物品を適切に管理し、業務外での使用をしないことし、汚損、紛失、毀損その他業務員の不適切な管理により発注者に損害を与えた場合は、発注者に対し賠償すること。
- 12 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

誓約書

令和 年 月 日

湯沢雄勝広域市町村圏組合 管理者 様

住所又は所在地 _____

氏名又は名称
及び代表者名 _____ 印

湯沢雄勝広域市町村圏組合が実施する「令和6年度湯沢火葬場派遣業務委託」に係る見積への参加申込に当たって、次の事項を誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げられた者に該当しません。
- 2 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 湯沢雄勝広域市町村圏組合暴力団排除措置要綱（平成30年告示第3号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している会社、事業所等であること。
 - (2) 役員等（個人の場合は代表者、法人の場合は登記簿謄本等に記載されているすべての者及び受任者）が、暴力団員であること、若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であること。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用すること。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 3 仕入れ委託先の会社、事業所等が暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していることを知りながら、契約等の取引をすることはありません。
- 4 暴力団又は暴力団員からの不当な要求には決して応じません。また、不当な要求があった場合には、直ちに警察署へ通報【110番通報等】するとともに、湯沢雄勝広域市町村圏組合に報告します。